# 平成29年度第１回岩手県周産期医療協議会

日　時　平成29年11月27日（月）　16：00～17：30
場　所　岩手県立中央病院　４階　大ホール

次　　第

１　開会

２　挨拶

３　議事
（１）周産期医療体制整備計画検討部会における検討結果について　資料１
（２）岩手県保健医療計画（周産期医療の体制）の見直しについて　資料２
（３）その他

４　閉会

＜配付資料＞
〔資料１〕周産期医療体制整備計画検討部会の検討結果について（報告）
〔資料２－１〕岩手県保健医療計画（周産期医療の体制）の見直しについて
〔資料２－２〕岩手県保健医療計画（周産期医療の体制）〔素案〕の構成
〔資料２－３〕岩手県保健医療計画（周産期医療の体制）〔素案〕
〔資料２－４〕災害時小児周産期リエゾンについて
（参考資料１－１）第１回検討部会資料（抜粋）
（参考資料１－２）第２回検討部会資料（抜粋）
（参考資料１－３）第３回検討部会資料（抜粋）
（参考資料２）周産期医療に係る現状（統計数値）
（参考資料３）岩手県周産期医療体制整備計画（現計画）
（参考資料４）岩手県保健医療計画（周産期医療の体制・抜粋）（現計画）
（参考資料５）平成28年度周産期医療実態調査について
（参考資料６）周産期医療の体制構築に係る指針（国指針）　新旧対照表

# 平成29年度第1回岩手県周産期医療協議会座席表

（日時） 平成29年11月27日（月） 16時00分～17時30分
（場所） 岩手県立中央病院 4階 大ホール

---

テレビ会議システム

＜テレビ会議参加委員＞
**小原委員（宮古病院）**
**西本委員（中部病院）**
**村上委員（北上済生会病院）**
**天沼委員（磐井病院）**
**渕向委員（大船渡病院）**
**高取委員（久慈病院）**
**佐藤（昌）委員（二戸病院）**

岩手医科大学
**菊池委員** ○
会長

岩手県医師会
**吉田委員** ○

岩手県小児科医会
**田中委員** ○

岩手県産婦人科医会
**小林委員** ○

岩手県看護協会
**小舘委員** ○

岩手県助産師会
**大坂委員** ○

岩手医科大学
**杉山委員** ○

岩手医科大学
**小山委員** ○

中央病院
○ **葛西委員**

盛岡赤十字病院
○ **松田委員**

いわて子育てネット
○ **両川委員**

岩手県立大学
○ **福島委員**

岩手県市長会
○ **村井委員**

岩手県消防長会
○ **髙橋委員**
（代理）佐々木警防課長補佐

岩手県保健所長会
○ **鈴木委員**

（岩手県）

| | | | |
|---|---|---|---|
| ○ 中村主任主査 | ○ 高橋課長 | ○ 八重樫部長 | ○ 野原副部長 |
| ○ 佐藤主事 | ○ 高橋主事 | ○ 佐々木主幹 | ○ 後藤総括課長 |
| | ○ 藤澤担当課長 | ○ 髙橋看護指導監 | ○ 澤田副主幹 |

（報道席・傍聴席）

↓（出入り口）

# 平成29年度第1回岩手県周産期医療協議会出席者名簿

（委員）

| 区分 | 所属 | 職 | 氏名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 保健・医療<br>関係機関・団体 | 岩手県医師会 | 常任理事 | 吉田　耕太郎 | 検討部会委員<br>（部会長） |
| | 岩手県小児科医会 | | 田中　健太郎 | 検討部会委員 |
| | 岩手県産婦人科医会 | 顧問 | 小林　高 | |
| | 岩手県看護協会 | 助産師職能理事 | 小舘　千公 | 検討部会委員 |
| | 岩手県助産師会 | 会長 | 大坂　暢子 | |
| 周産期医療施設 | 総合周産期母子医療センター<br>（岩手医科大学） | 附属病院長<br>産婦人科学講座教授 | 杉山　徹 | |
| | | 産婦人科学講座教授 | 菊池　昭彦 | 協議会会長 |
| | | 小児科学講座教授 | 小山　耕太郎 | |
| | 地域周産期母子医療センター<br>（県立中央病院） | 小児・周産期センター長 | 葛西　真由美 | 検討部会委員 |
| | 地域周産期母子医療センター<br>（盛岡赤十字病院） | 院長 | 松田　壯正 | 検討部会委員 |
| | 地域周産期母子医療センター<br>（県立宮古病院） | 産婦人科長 | 小原　剛 | 検討部会委員<br>／TV会議 |
| | 地域周産期母子医療センター<br>（県立中部病院） | 産婦人科長 | 西本　光男 | 検討部会委員<br>／TV会議 |
| | 地域周産期母子医療センター<br>（北上済生会病院） | 副院長兼地域周産期<br>母子医療センター長 | 村上　洋一 | 検討部会委員<br>／TV会議 |
| | 地域周産期母子医療センター<br>（県立磐井病院） | 新生児科長<br>兼災害医療科長 | 天沼　史孝 | 検討部会委員<br>／TV会議 |
| | 地域周産期母子医療センター<br>（県立大船渡病院） | 統括副院長兼地域医療福祉連携室<br>長兼診療情報管理室長 | 渕向　透 | 検討部会委員<br>／TV会議 |
| | 地域周産期母子医療センター<br>（県立久慈病院） | 産婦人科長 | 髙取　恵里子 | 検討部会委員<br>／TV会議 |
| | 地域周産期母子医療センター<br>（県立二戸病院） | 院長 | 佐藤　昌之 | 検討部会委員<br>／TV会議 |
| 学識経験者 | 認定NPO法人いわて子育てネット | 副理事長 | 両川　いずみ | |
| | 岩手県立大学 | 看護学部教授（看護学科長） | 福島　裕子 | 検討部会委員 |
| 県・市町村の代表 | 岩手県市長会 | 事務局次長 | 村井　淳 | |
| | 岩手県町村会 | 事務局次長 | 立花　徹 | （欠席） |
| | 岩手県消防長会 | 会長 | 髙橋　利光 | （代理）盛岡消防　警防課長<br>補佐・佐々木猛志 |
| | 岩手県保健所長会 | 久慈保健所長 | 鈴木　宏俊 | 検討部会委員 |

（岩手県）

| 部局 | 所属 | 職 | 氏名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 保健福祉部 | | 部長 | 八重樫　幸治 | |
| | | 副部長兼医療政策室長 | 野原　勝 | |
| | 医療政策室 | 地域医療推進課長 | 高橋　幸代 | |
| | | 主任主査 | 中村　公一 | |
| | | 主事 | 佐藤　拓朗 | |
| | | 主事 | 高橋　里美 | |
| | 障がい保健福祉課 | 主幹兼こころの支援・療育担当課長 | 佐々木　和哉 | |
| | 子ども子育て支援課 | 総括課長 | 後藤　賢弘 | |
| 医療局 | 経営管理課 | 副主幹兼主査 | 澤田　厚 | |
| | 業務支援課 | 看護指導監 | 高橋　明美 | |
| | | 支援担当課長 | 藤澤　正志 | |

# 岩手県周産期医療協議会設置要綱

(設置)

第１条　本県における総合的な周産期医療体制の整備及び周産期医療に係る事項について協議するため、岩手県周産期医療協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第２条　協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　地域の実情に応じた周産期医療体制(総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、周産期母子医療センター協力病院及び搬送体制)の整備に関すること。

(2)　周産期医療情報システムに関すること。

(3)　周産期医療関係者の研修に関すること。

(4)　周産期医療体制の整備に関し必要な事項に関すること。

(5)　その他周産期医療に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第３条　協議会は、委員 25 人以内をもって組織し、保健医療関係機関・団体の代表、周産期医療施設における医師、学識経験者、県・市町村の代表者から、知事が委嘱又は任命する。

２　委員の任期は、２年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第４条　協議会に会長を置き、委員の互選とする。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第５条　協議会は、必要に応じて会長が招集する。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第６条　会長は、必要があると認めるときは、会議への委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第７条　協議会は、所掌事項についての調査及び審議を行うため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

２　専門部会に属する委員は、会長が指名する。

(庶務)

第８条　協議会の庶務は、保健福祉部医療政策室において処理する。

(補則)

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

１　この要綱は、平成 11 年 2 月 18 日から施行する。

２　第５の規定にかかわらず最初の会議は、保健福祉部長が招集する。

３　この要綱は、平成 13 年 6 月 13 日から施行する。

４　この要綱は、平成 21 年 3 月 17 日から施行する。

５　この要綱は、平成 22 年 12 月 3 日から施行する。

６　この要綱は、平成 25 年 4 月 24 日から施行する。